

いじめ防止基本方針

掛川市立佐東小学校

1 いじめに対する基本認識

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではない。しかし、いじめを苦に自殺をしたり、不登校になったりする児童が全国各地で後を絶たない。私たちは、いじめから児童を守るために、全教職員がいじめに対する高い意識と共通認識をもって、「いじめを許さない学校づくり」「いじめの起きない学校づくり」を進めていきたいと考え、本校のいじめ防止・対応の手引きとして「いじめ防止基本方針」を策定した。

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、他者外行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

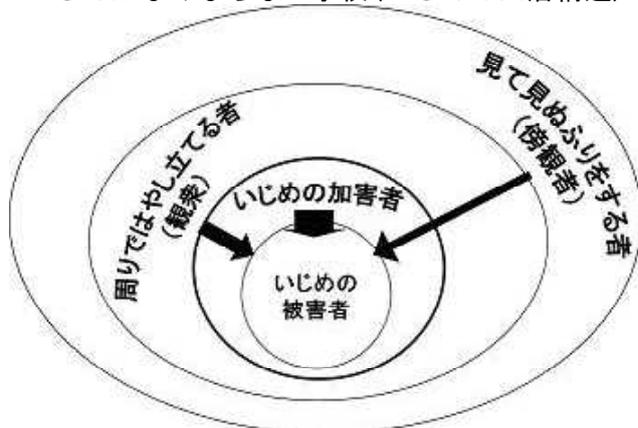
（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第1章 総則 第2条）

(2) いじめの基本的な考え方

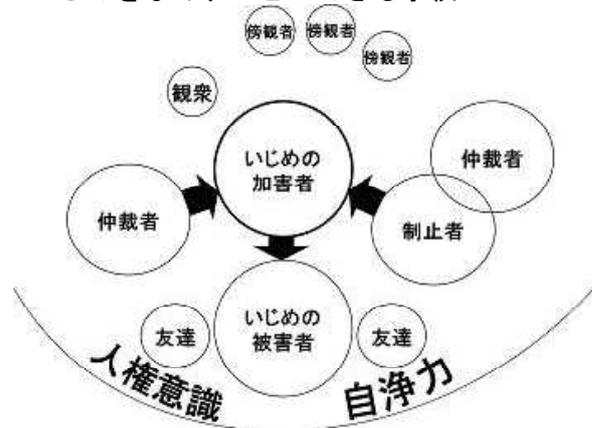
ア いじめは人間として絶対に許されない行為である。

イ いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも、起こり得るものである。（被害者にも加害者（観衆・傍観者を含む）にもなり得る。）

いじめがなくなる学校（いじめの四層構造）



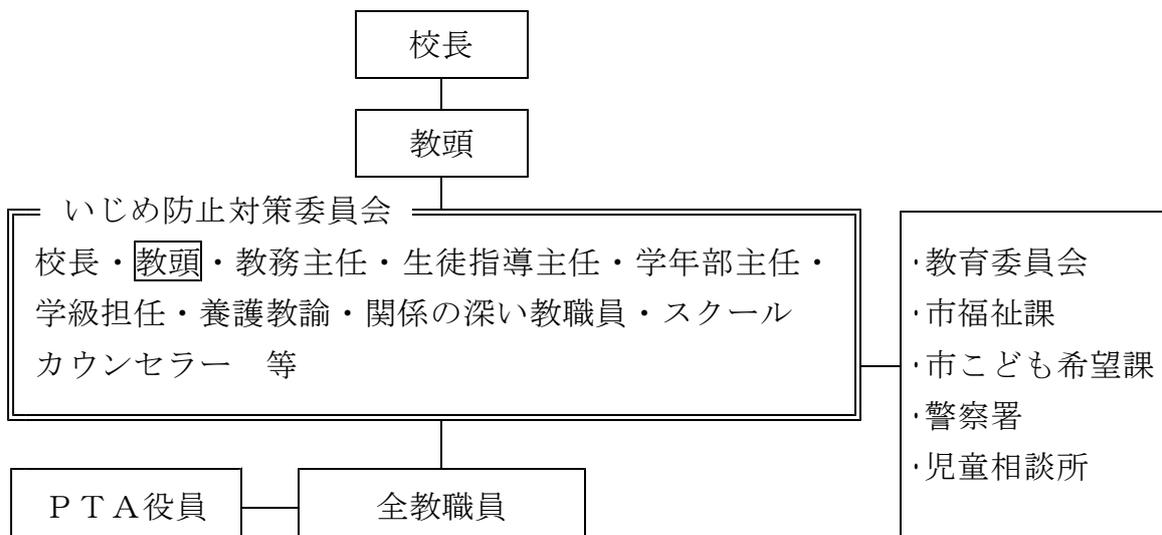
いじめをなくすことができる学校



（掛川市いじめ防止基本方針より）

2 組織の設置

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取組について、計画的・組織的に対応できるようにする。



※いじめ防止対策委員会の役割

- ・いじめ防止のための取組の推進を図る。
- ・本校のいじめの現状を定期的に調査し、全教職員の共通理解を図る。
- ・いじめ発生時には、緊急に対応を協議する。
- ・必要に応じて外部機関との連絡・調整を図る。
- ・想定されるいじめ発生の場合・対応策等の研修を推進する。
- ・本校のいじめ対策・対応について評価し、「いじめ防止基本方針」を見直す。

3 いじめ防止のための対策

(1) いじめの未然防止のための方針

- ア 児童一人一人を大切にせる教職員の意識・態度の醸成
- イ 規律正しく生活できる児童の育成
- ウ 支持的風土に満ちた学年・学級づくり
- エ 道徳教育・人権教育・読書指導等の充実
- オ すべての児童が意欲的に参加・活躍できる授業づくり
- カ いじめを許さない集団づくり
- キ 児童のコミュニケーション能力の向上と自己肯定感を高める取組
- ク 情報モラル教育の系統的な指導

(2) 方針を支える教職員の資質の向上

- ア 授業研究
 - ・自信(自己肯定感)を育むためのわかる授業、参加・活躍できる授業

イ 生徒指導研修(児童理解)

- ・児童の表れを見逃さない、子どもに寄り添う積極的生徒指導力の向上

ウ 学級経営研修

- ・3(1)で示した学級を作るためのノウハウの習得

エ 道徳・学級活動の研修

- ・思いやりの心や道徳的実践力、コミュニケーション能力を高める指導力の獲得

オ 事例研究

- ・人権感覚の向上
- ・いじめ対応力の向上

4 いじめの早期発見

(1) いじめ発見の手だて

ア 児童から出されているサインや小さな変化を見逃さない。

- ・表情や態度の変化(健康観察や授業等)
- ・ノートや予定帳の記述の仕方
- ・児童同士の会話の内容 等

イ 気になる行為(遊びなど)を記録する。(5W1H)

ウ 定期的なアンケート・教育相談の実施

エ 児童(本人・仲間)や保護者から相談・訴えができる環境作り

オ 保健室・スクールカウンセラーとの連携

カ 家庭・地域との連携

(2) いじめ防止・発見のための年間計画

月	いじめ防止のための取組	月	いじめ防止のための取組
4	いじめ防止対策委員会① 教育相談(朝)	10	いじめ防止対策委員会②
5	生徒指導研修① ほかほかアンケート(月末)	11	生徒指導研修② いじめゼロ強化週間
6	いじめゼロ強化週間	12	
7	城東学園生徒指導研修	1	
8	学級経営研修 道徳研修	2	生徒指導研修③
9		3	取組評価アンケート→基本方針へ反映

※いじめ防止対策委員会は、①②以外は必要に応じて開催する。

※ほかほかアンケート(7,8,12,3月は除く)と教育相談を毎月実施する。

5 いじめに対する対処

(1) 基本の流れ（早期対応・組織で対応・継続指導）

ア いじめ情報のキャッチ

- ・発見者→担任・学主・生主→教頭→校長に報告

イ 対応を協議

- ・「いじめ防止対策委員会」で指導・対応方針の決定と役割分担（全職員で情報を共有・協力体制を確立する。）

ウ 事実関係の把握

- ・被害児童・保護者の立場に立って詳細な事実確認（組織で対応）

エ 加害児童・周囲等への指導

- ・組織で対応（所属集団への指導，加害児童へのフォロー指導・継続指導，被害児童へのアフターケアも忘れない。）

オ 保護者への説明・外部機関との連携

- ・被害児童が安心して学校生活を送れるように、保護者との連携

(2) 重大事態への対応

ア 重大事態の定義

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・被害児童が相当期間(年間30日が目安又は一定期間連続して)欠席を余儀なくされている疑いがある場合
- ・保護者から重大事態に至ったと申し立てがあった場合

イ 重大事態への対応

- ・教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、学校いじめ防止対策委員会または掛川市いじめ防止対策委員会で調査・対処する。
- ・組織を中心に調査を実施するとともに、関係諸機関と連携をとる。
- ・調査結果については、被害児童・保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

〈関係諸機関連絡先〉

* 掛川市教育委員会	0537-21-1156	* 西部児童相談所	0538-37-2854
* 掛川市役所福祉課	0537-21-1144	* 掛川警察署	0537-22-0110
* 掛川市役所子ども希望課	0537-21-1211		